



鳥取労働局発表
平成28年7月28日（木）

担 当	鳥取労働局 雇用環境・均等室 室長 補佐 廣瀬 真理 室長 補佐 今井 敏仁 電話 0857-29-1709
	労働基準部監督課 課長 津田 恵史 監察監督官 久保田 剛 電話 0857-29-1703

アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント

～県内の大学、専門学校等に対して、学生への労働関係法令の周知を要請～

学生がアルバイトを行う際、労働条件に関する様々なトラブルが発生していることが、いわゆる「ブラックバイト」として大きく取り上げられています。

鳥取労働局（局長：内田敏之）では、働く方々の労働条件を確保するため、労働関係法令の内容について、事業主等に対して周知・指導等を行っているほか、アルバイトを行う学生を始めとする働く方々に対する周知にも取り組んでいるところです。

この取組の一環として、「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを、4月から7月までの間に実施しているところですが、学生が夏休みに入りアルバイトを行うこの時期に合わせて、鳥取県内の大学、専門学校等に対して、トラブルの発生を未然に防ぐことができるよう、学生への労働関係法令の周知への協力を要請しました。

また、学生を始め働く方々からの相談も受けております。

1 学生に対する労働関係法令の周知への協力要請

(1) 要 請 先；鳥取県内の大学、専門学校、高等学校等

(2) 要 請 内 容；学生への次のリーフレットの配付

○ アルバイトを行う学生向けのリーフレット

「学生の皆さんへ アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント」

「学生の皆さんへ 学生アルバイトのトラブルQ&A（知っておきたい働くときのポイント）」

○ 労働条件や労務管理上の疑問点を確認できるための情報を広く発信するポータルサイト

「確かめよう労働条件」の周知用リーフレット「労働条件を確かめてみませんか？」

2 労働関係に関する相談先

(1) アルバイトをして労働条件など、労働関係で困った場合は、鳥取労働局や鳥取県内の労働基準監督署にある「総合労働相談コーナー」に設置した「若者相談コーナー」に御相談ください。

○ 鳥取労働局 ；鳥取市富安2丁目89－9（0857-22-7000）

○ 鳥取労働基準監督署；鳥取市富安2丁目89－4（0857-24-3245）

○ 米子労働基準監督署；米子市東町 124－16 （0859-34-2263）

○ 倉吉労働基準監督署；倉吉市駄経寺町2－15 （0858-22-5640）

(2) また、夜間・土日の相談は「労働条件相談ほっとライン（0120-811-610）」を御活用ください。（月・火・木・金：午後5時～午後10時、土・日：午前10時～午後5時）

3 学生のみなさんへ（鳥取労働局長 内田敏之 からのメッセージ）

「労働基準法などの労働関係法令は、アルバイトの方にも適用されます。

アルバイトをするときには、働くルールである労働関係法令を知り、労働条件をよく確認しておくことが大切です。」